

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-143 改 7
提出年月日	平成 30 年 9 月 28 日

V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

(内郭防護における浸水防護重点化範囲の記載変更)

(3) 評価結果

a. 浸水防護重点化範囲の設定

(a) 基準津波

イ. 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護重点化範囲の設定

設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画のうち、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、常設代替高压電源装置置場（軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側DB立坑を含む。）、常設代替高压電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部を含む。）及び非常用海水系配管は、重要な安全機能を有する設備（耐震Sクラスの機器・配管等）を内包するため、浸水防護重点化範囲として設定する。

ロ. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護重点化範囲の設定

重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画のうち、原子炉建屋、海水ポンプ室、非常用海水系配管、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽（代替淡水貯槽、常設低圧代替注水系ポンプ室、常設低圧代替注水系配管カルバート）、緊急用海水ポンプピット、常設代替高压電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを含む。）及び常設代替高压電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部を含む。）は、重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備を内包するため、浸水防護重点化範囲として設定する。

表 3-29 に設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護重点化範囲並びに重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護重点化範囲の一覧を示す。

(b) 敷地に遡上する津波

イ. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護重点化範囲の設定

敷地に遡上する津波に対する防護対象設備のうち、重大事故等に対処するために必要な機能を有する重大事故等対処施設の浸水防護重点化範囲は、海水ポンプ室及び非常用海水系配管並びに常設代替高压電源装置置場のうちの非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側DB立坑を除き、「(a) 基準津波 ロ 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護重点化範囲の設定」と同じである。

表 3-29 に敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画に対する浸水防護重点化範囲の一覧を示す。

表 3-29 浸水防護重点化範囲一覧

津波防護対象設備を 内包する建屋及び区画	浸水防護重点化範囲		
	基準津波		敷地に遡上 する津波
	設計基準 対象施設	重大事故等 対処施設	重大事故等 対処設備
海水ポンプ室	○	○	—
原子炉建屋	○	○	○
使用済燃料乾式貯蔵建屋	○	—	—
常設代替高圧電源装置置場	○	○	○
常設代替高圧電源装置用カルバート	○	○	○
非常用海水系配管	○	○	—
緊急時対策所建屋	—	○	○
可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）	—	○	○
可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）	—	○	○
格納容器圧力逃がし装置格納槽	—	○	○
常設低圧代替注水系格納槽	—	○	○
緊急用海水ポンプピット	—	—	○